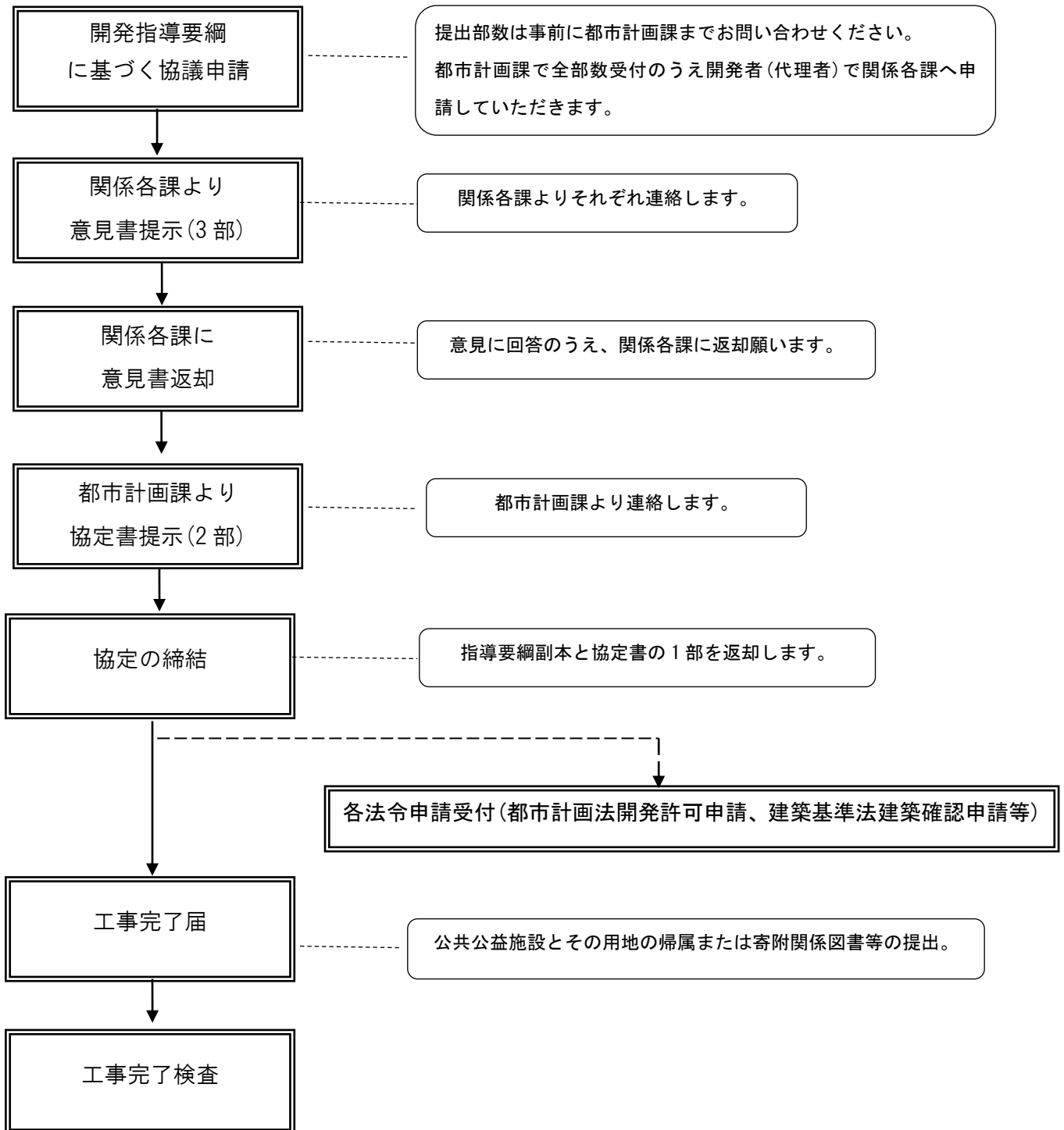


## 開発指導要綱協議フロー



- ※都市計画法に基づく開発許可の扱いについては開発指導要綱協議までに大阪府審査指導課もしくは本市広域まちづくり課と調整をお願いいたします。
- ※大阪府福祉のまちづくり条例に基づく事前協議、建築基準法第43条に基づく許可申請の経由等は本協議と同時並行して申請できます。
- ※開発指導要綱協議の適用範囲となる造成及び建築行為に伴う法申請経由は要綱協議協定締結後の受付とさせていただきます。
- ※都市計画法第29条に基づく許可を要する場合、同法第32条協議は本開発指導要綱協議を兼ねて協議させていただきます。(事前協議と開発許可申請は別途必要)

お問合せ先 富田林市都市計画課 開発指導係

0721-25-1000 (内線454・458)まで